大阪府指定自立支援医療機関（精神通院）指定審査要領

（目的）

第１　この要領は、府域（大阪市、堺市を除く）の医療機関（診療所、薬局、指定訪問看護事業者等。以下同じ）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第123号。）第59条第１項の規定による指定自立支援医療機関の新規指定の申請があった場合の手続きを定めるものとし、申請書類の審査はこの要領に基づき行うものとする。

（審査期間及び指定日）

第２　申請書類が届いたときは、直ちにその到着日を記録する。毎月１５日までに書類が到着した申請は翌月１日付けで、毎月１６日以降に書類が到着した申請は翌々月１日付けで指定するべく審査行い、基準に適合していると認められるときは指定する。

２　申請書に添付すべき関係書類（近畿厚生局又は保健所長等からの指定書等）が不足する場合であっても、不足する書類を明記した書類を提出することにより申請者が補正する意思を示した場合は、審査を行う。（指定予定日の３日前までに、申請者から申請書類の補正に関する連絡がない場合は、指定予定日を翌月以降（関係書類が補正され申請書が完成した後）に変更する。）

（審査の基準及び指定）

第３　医療機関の指定にあたっては、第４から第８までの基準により審査を行う。

２　申請者が基準を満たしていると認められるときは、自立支援医療機関（精神通院）に指定する。

３　前項により指定をしたときは、申請者あて速やかに文書で通知する。

（療養担当規程）

第４　指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号。）に　基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

（体制の整備）

第５　患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。

（病院・診療所）

第６　病院及び診療所にあっては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制（第４及び第５の実施が可能な人員の配置）を有しており、適切な標榜科が示されていること。

２　病院及び診療所にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、(1)のみを満たしていればよいこととする。

⑴　当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。

⑵　保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、３年以上あること。なお、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むこととする。

（薬局）

第７　薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験（１年以上とする）のある薬剤師を有していること。

２　新規開局する保険薬局（保険薬局指定日から６か月間とする）にあっては、当該薬局における管理薬剤師が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理薬剤師としての経験（６か月以上とする）があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験（１年以上とする）のある薬剤師を有していること。

（訪問看護ステーション）

第８　指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第８条第４項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第８条の２第４項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあっては、必要な職員を配置（看護職員の常勤換算2.5人以上とする）し、適切な訪問看護等が行える事業所であること。

附　則

この要領は令和３年９月１日から施行する。

【参考】

指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程

　　　 　　 　　　　　　(平成18年２月28日)

(厚生労働省告示第66号)

障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第60条の規定に基づき、指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程を次のように定め、平成18年４月１日から適用する。

指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程

(指定自立支援医療機関の義務)

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第１条の２第３号に規定する精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)を行う指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第54条第２項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。)は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。

(診療の拒否の禁止)

第二条　指定自立支援医療機関は、自立支援医療を受ける障害者又は障害児(精神通院医療を受ける者に限る。以下「受診者」という。)の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

(診療開始時の注意)

第三条　指定自立支援医療機関は、障害者又は障害児の保護者から法第54条第３項に規定する医療受給者証(以下「受給者証」という。)を提出して受診者の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第四条　指定自立支援医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(診療録)

第五条　指定自立支援医療機関は、受診者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿)

第六条　指定自立支援医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から５年間保存しなければならない。

(通知)

第七条　指定自立支援医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して受給者証を交付した市町村等に通知しなければならない。

一　受診者が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。

二　受診者が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第八条　指定自立支援医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第１項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成九年法律第123号)第41条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第８条第４項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては、第５条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護に限る。)の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険の例によって(指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあっては介護保険の例によって)」と、それぞれ読み替えて適用する。

(薬局に関する特例)

第九条　指定自立支援医療機関である薬局にあっては、第５条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。